

令和8年度看護職員研修事業 「実習指導者講習会」委託業務仕様書

1 事業目的

看護基礎教育について理解を深め、実習指導に必要な知識と技術を習得し、看護基礎教育において、効果的な実習指導ができる人材を育成する。

2 委託業務の内容

(1)受講者の決定

① 受講受入人数

定員 50名

*受講申込の状況に応じて、受入人数の増加に努めること。

*原則として定員の上限は50名とするが、50名を超える場合は県と事前協議すること。

②本講習会の対象者

(ア) 実務経験4年以上の保健師、助産師又は看護師

(イ) 看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者、又は実習指導者となる予定にある者

③受講者の決定

受講者の決定にあたっては、実習受け入れの有無、同一病院からの申込み状況、受講動機等を県担当者と共に審査し決定する。

④開講の時期

受託者決定から受講者募集を実施するため、開講時期は、令和8年7月以降とする。

(2)講習会の実施

①準備

(ア) 別添の実習指導者講習会の「実施要領」及び「科目のねらい及び内容」を参考に、カリキュラムや講師日程等を作成する。

(イ) カリキュラムにおいては、講義1単位15時間、演習を1単位30時間、実習1単位45時間を基本とし、原則として10単位(180時間)以上とすること。

(ウ) 受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、実習指導者養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数(10単位)の2分の1を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができること。ただし、看護教員に関する講習会の実施要領及び保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱に基づいた講習会において取得した単位については、上限を設けず認めることとして差し支えない。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。

②研修（講義・演習）

- (ア) 作成したカリキュラムに沿って講義、演習を行う。
- (イ) 講義シラバス及び講義用資料の作成と配布を行う。
- (ウ) 講義、資料、演習は、医療・看護を取り巻く昨今の社会情勢を踏まえ、実習指導に必要な最新の知識・技術を効果的に習得できる内容にすること。
- (エ) 講義及び演習で使用する機材等の準備、会場設営を行う。
- (オ) 欠課、欠席があった場合は、県の指示に従い報告すること。
- (カ) 受託者は、研修受講者について、氏名、生年月日、住所、所属、受講状況、修了年月日、修了課程等必要事項を記載した名簿を作成すること。

③修了認定

- (ア) 各科目の単位認定については、受講者の出席時間が4分の3以上であること及び各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認める。
- (イ) やむを得ない事情により、単位認定基準を満たさない科目がある受講者に対しては、当該科目に関する補講の実施又は課題レポートの提出等により当該科目を補完すること。
- (ウ) 受託者は、修了者を決定するにあたっては、修了認定に係る資料を作成し、閉講式の5日前（土日祝日は含まない）までに県へ提出すること。
- (エ) (イ) の修了認定に係る資料作成時において未実施の講義等については、出席を見込んで作成してよいものとする。

④講習会の評価

講習会修了後、実施状況報告書を県に報告する。なお、報告書の内容には、各科目について、受講者アンケートや講師等による多面的な評価を含むこと。

(3)事業実施上の留意事項

- ・講習会の実施に先駆けて、実施計画を策定すること。
- ・講義は集合的な研修で差し支えないが、演習については少人数のグループを編成し、講師による指導が個々の受講者に行き渡るよう留意して実施すること。
- ・集合研修以外のWEBによる遠隔授業においても履修を認めるものとする。
- ・研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の規模等の設定にあたっては、受講者の多くが現に業務に従事している者であることを考慮し、講習会日程や時間等について調整するなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- ・受託者は、事業運営上知り得た受講者等に係る秘密の保持を厳格に行い、本事業の実施以外の目的への利用を行わないこと。

(4)受講料の管理

- ・本講習会の受講料は受講者1名につき50,000円とし、受講者の決定から講習会開始日までに、受託者において受講者から徴収すること。
- ・講習会開始日以降に辞退者があった場合には、原則として受講料の返還は行わないものとする。

(5)その他

- ・受託者は、厚生労働省が定める「保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」（令和3年1月28日通知）を遵守するとともに、その他業務の実施に際し疑義が生じた場合には、その都度県と協議し決定すること。
- ・受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡するものとする。
- ・受託者は、本事業を実施するにあたり、社会情勢を鑑みて、開催の中止を余儀なくされた場合は、県との協議の上決定することとする。
- ・受託者は、事業の履行に当たっては、講習会申込者に関する個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

令和8年1月28日 作成